

# 火 薬 類 取 扱 い 指 導 方 針

## 1 火薬庫の設置等について

- (1) 2級火薬庫の使用期間は、昭和53年4月26日付け53立局第242号に基づき、2年以内とする。
- (2) 採石事業で火薬類を使用する事業者（火薬類の使用を委託する者も含む。）については、その事業の性格から、1級火薬庫の設置を指導するものとする。  
ただし、事業の開始時から一定の期間において、1級火薬庫を設置できない正当な理由がある場合には、2級火薬庫の設置を認めるものとする。  
なお、事業開始から5年を経過し、現に2級火薬庫を設置している事業所に対しては、事業の実態を勘案したうえで、1級火薬庫の設置を指導するものとする。
- (3) 前記(2)の事業開始から一定の期間とは、表土の先行除去、作業・運搬道路の取り付け、事務所及び砕石プラント用地の整備等に要する期間として、5年を限度とする。
- (4) 前記(2)において事業の実態を勘案した結果、1級火薬庫を設置できない正当な理由が新たに発生した場合であって、その理由が解消されるまでの期間については、引き続き2級火薬庫の設置を認めるものとする。  
正当な理由が新たに発生した場合とは、次のようなことが考えられる。
  - ① 岩石が予想以上に硬く、当該周辺場所の整備・整形に期間を要することとなった。
  - ② 事業開始後に地滑り等の災害が発生し、その復旧工事関連又は採石場のレイアウト変更によって、当該場所の確保に期間を要することとなった。
- (5) 土木事業においては、当該工事の火薬類関係に係る積算根拠等を考慮し、それに見合った火薬庫を設置するよう指導するものとする。
- (6) 国有林内における火薬庫の設置については、火薬庫設置等許可申請書に土地使用承諾書等を添付することになっているが、所轄の森林管理署においては設置許可後でなければ承諾書を発行しない場合があるので、その場合は、申請者が森林管理署から事前に内諾（文書）を得て、それを申請書に添付させ、許可した後に正式な承諾書を提出するよう指導するものとする。

## 2 火薬庫の一時休止について

- (1) 火薬庫を所有又は占有する消費者が、冬期間の積雪により、火薬類の消費場所及びその消費場所に付随する事務所等を完全に閉鎖（事務所等の従業者全員が不在の状態）し、当該火薬庫の維持管理が困難となり、かつ、当該火薬庫に火薬類を一切貯蔵していない場合には、次により火薬庫の一時休止を認めるものとする。
  - ① 火薬庫を一時休止する場合には、火薬庫一時休止届（別紙1）に当該火薬庫に火薬類を貯蔵していないことを証する火薬類所（占有）者在庫報告書（別紙3）を添付して、休止開始の前日まで火薬庫の所在地を管轄する支庁長に提出しなければならない。
  - ② 一時休止しようとする火薬庫に火薬類が在庫している場合には、休止開始の前日までに、火薬類譲渡許可証の交付を受け、在庫火薬類を全て火薬類販売業者に譲り渡さなければならない。
  - ③ 火薬庫の休止期間が終了又はその終了前に当該火薬庫を再び使用する場合は、その前日までに火薬庫の構造及び設備に係る技術上の基準の適合状況について、自主的に検査を行わなければならない。  
なお、自主検査の実施に際しては、必ず社団法人北海道火薬類保安協会（以下「保安協会」という。）の指導員の立ち会いを受けなければならない。
  - ④ 火薬庫の使用再開時には、火薬庫使用開始届（別紙2）に火薬庫使用再開時自主検査表（別紙4）を添付して提出しなければならない。
  - ⑤ 休止期間の終了日までに火薬庫の使用再開ができない場合は、終了日の前日までに、再度、火薬庫の一時休止届を提出しなければならない。
- (2) 一時休止に係る取扱い等
  - ① 火薬庫一時休止届及び火薬庫使用開始届を受理した支庁にあつては、遅滞なく、その旨を所轄の警察署に通知しなければならない。
  - ② 本庁にあつては、全道の火薬庫一時休止状況を把握し、保安協会へ提供しなければならない。

- ③ 保安協会にあっては、使用開始時の自主検査に係る立会日程等を調整し、必ず指導員を派遣しなければならない。
- ④ 一時休止期間中については、当該火薬庫に係る自動警報装置に係る構造等の基準維持管理義務を免除する。また、火薬類取扱保安責任者等の常駐義務も免除するが、その者の選任・配置の義務までは免除するものではない。
- ⑤ 火薬庫一時休止届が受理された火薬庫については、火薬庫使用開始届の提出がない場合であっても、休止期間が終了した時点で、当該火薬庫に係る基準維持義務等が発生するものである。
- ⑥ 一時休止に係る積雪期間の目安としては、豪雪地帯で始期を11月中旬、終期を翌年の4月下旬とし、地域における諸条件等を考慮して判断するものとする。
- ⑦ 当該事業所が法令に基づく基準維持義務等を放棄することのないよう、趣旨等を十分に指導するものとする。

### 3 火薬庫外貯蔵場所について

- (1) 法第11条に基づく貯蔵設備（以下「火薬庫等」という。）である火薬庫外貯蔵場所については、火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）第15条で貯蔵する火薬類の種類・数量及び貯蔵する者等として知事の指示する安全な場所に貯蔵する者と、知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者とに区分され、前者にあっては、細則第8条による別記第4号様式の火薬庫外貯蔵場所指示申請書を支庁長に提出し、貯蔵期間の指示等を受けるものとする。
- (2) 規則第15条の規定に基づいて、知事の指示する安全な場所に火薬類を貯蔵しようとする者（同条の表（1）から（4）までの者）に対する指示等については、次のとおりとする。

規則第15条の表の上欄	指示する貯蔵期間	摘 要
(1)の販売業者用	5年以内	更新を認める。
(2)の土木業者等用 ア、6月以内に完了する事業の場合	6月以内	原則として更新を認めない。 ただし、正当な理由により6月以内に工事が完了しないこととなった場合には、更に6月以内に限って更新を認める。
イ、その他の事業の場合	1年以内	更新を認めない。
(3)のがん具煙火販売業者用	3年以内	更新を認める。
(4)の法令に基づく事業者用	5年以内	更新を認める。

注)「6月以内に完了する事業」とは、火薬類を使用する期間が6月以内の事業をいい、「6月以内に工事が完了しないこととなった場合」の正当な理由は、事業者の責めによらないものであること。

- (3) 前記（1）の規則第15条の表（5）の上欄に掲げる、知事が指示する安全な場所以外の安全な場所とは、第16条第1号及び第5号と第21条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号から第13号までに規定する基準に合致している貯蔵設備とされ、また、その貯蔵設備に貯蔵できる火薬類の数量については（5）の下欄に掲げる数量の範囲内とされ、消費目的に添った適切な貯蔵設備で保安上支障がないものでなければならない。
- (4) 土木業者等の取扱い  
規則第15条の表（2）の「土木業者等用」として指示を受けようとする者に対しては、その者からの火薬類譲受・消費許可申請の審査の際、火薬類の消費に係る1日当たりの消費残数量が、火薬庫外に貯蔵できる数量を超える場合には、当該消費場所における違法貯蔵及び火薬類の盗難や事故を未然に防止する措置等を明確にするよう指導するか、若しくは必要に応じて火薬庫の設置を指導するものとする。

### 4 火薬類の委託貯蔵について

- (1) 火薬類の貯蔵を委託できる者（以下「委託者」という。）は、火薬庫等の設置等ができない正当な理由及び火薬庫等を設置しなくとも適正に火薬類を消費できるものと認められる理由を有する者であって、次に掲げる者とする。
  - ① 火薬類取締法（以下「法」という。）第17条第1項の規定による火薬類の譲受の許可を受けようとする者。
  - ② 法第24条第1項の規定による火薬類の輸入の許可を受けようとする者。

- ③ 火薬庫等の所有（占有）者であって、現に、法第17条第1項の規定による火薬類の譲受の許可を受けている者。
- (2) 火薬類の貯蔵を受託できる者（以下「受託者」という。）は、法第5条の規定に基づく火薬類販売業者とする。
- (3) 委託貯蔵が認められる火薬庫として火薬類取締法施行細則（以下「細則」という。）第10条で規定されている「他人の火薬庫」とは、受託者が所有又は占有する当該火薬類を貯蔵できる適正な火薬庫であって、次の要件を全て満たしていなければならない。
- ① 法令に基づき実施される保安検査、立入検査及び定期自主検査等において違反等がなく、法令の基準等に適合していること。
  - ② 販売に必要な火薬類が適正に在庫されていること。
  - ③ 委託を受ける最大貯蔵量と同等以上の余裕を残していること。  
具体的には例示のとおりとする。
- 例1 A販売所が爆薬のみ受託すると仮定
- |           |    |      |
|-----------|----|------|
| 爆薬庫の最大貯蔵量 | 爆薬 | 10 t |
| 販売に必要な量   | 爆薬 | 1 t  |
- ◎A販売所において、イ社から1 t、ロ社から3 t、ハ社から2 tの委託要請があった場合、  
 $最大貯蔵量 - (販売必要量 + イ社分 + ロ社分 + ハ社分) \geq 最大受託量の計算式$ によって、  
 $10 t - (1 t + 1 t + 3 t + 2 t) \geq 3 t$ （ロ社分）となり要件を満たすので、A販売所はイ、ロ、ハの3社からの委託要請に応じることができる。
- ◎最大受託量とは、委託者から受託する貯蔵量の中で最も多く受託する貯蔵量をいい、例1で示すロ社の3 tを指すものである。
- 例2 A販売所において、イ社から5 tの委託要請があった場合には、上記の計算式によって、  
 $10 t - (1 t + 5 t) \geq 5 t$ の計算式が成り立たないことから、イ社からの5 tの委託要請には応じられないこととなる。しかし、4.5 tであれば応じることができるものである。
- (4) 火薬類の貯蔵を委託（受託）できる期間は、6月を限度とする。
- (5) 火薬類の委託貯蔵が認められる場合とは、次の場合をいう。
- ① 前記（1）の①の委託者においては、次に該当する場合をいう。
    - ア 火薬庫等を設置できない正当な理由があり、火薬類の消費が6月以内に完了するとき。
    - イ 現に正当な理由により火薬庫等を所有又は占有せず、かつ、譲受の許可後から6月以内に火薬庫等を所有又は占有することが確定しているとき。
    - ウ 消費場所の周辺に火薬庫等を設置することが正当な理由により困難であって、受託者の火薬庫が消費場所の近隣に存在しているとき。
    - エ 前記アからウにおいて貯蔵を委託する火薬類は、火薬類の運搬に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）の規定に基づき適正に処理されなければならない。
  - ② 前記（1）の②の委託者においては、次に該当する場合をいう。
    - ア 現に火薬庫を所有又は占有できない正当な理由があり、かつ、輸入の許可後から6月以内に火薬庫を所有又は占有することが確定しているとき。
    - イ 現に所有又は占有している火薬庫に貯蔵できない正当な理由があり、かつ、輸入の許可に係る当該火薬類の陸揚げ後から6月以内に、所有又は占有している火薬庫に貯蔵できることが確定しているとき。
  - ③ 前記（1）の③の委託者においては、お盆、正月等の連続休暇や突発的な事由により、火薬類の消費を一時的に休止（概ね1月以内に消費の再開が明らかな場合）することとなった場合。
  - ④ 正当な理由とは、事業者の責めによらないもので、やむを得ないと認められるものをいう。
- (6) 受託者にあつては、委託貯蔵に係る帳簿を備え付け、その都度記帳するとともに、新たに受託したとき及び受託が終了したときには、別添3による委託貯蔵受託状況届出書を当該支庁長に届け出ることとする。
- (7) 前記（1）の①及び②の委託者にあつては、理由書、細則第10条による別記第6号様式の貯蔵承諾書及び委託貯蔵による発破施工計画書（別添5）を、当該許可申請の際に添付することとする。
- (8) 前記（1）の③の委託者にあつては、委託貯蔵する前日まで別添4による委託貯蔵届出書に別記第6号様式の貯蔵承諾書を添付して、当該支庁長に届け出ることとする。

- 5 火薬類の無許可消費に係る譲受の許可等について
- (1) 建築若しくは建設の工事、土木工事の用に供する建設用びょう打ち銃用空包及びコンクリート破砕器（以下「建築土木用火工品」という。）については、規則第49条第8号により、同一の消費地において1日につき、建設用びょう打ち銃用空包200個（原料薬0.4g以下の物は400個）以下、コンクリート破砕器は150個以下を無許可で消費できると規定されており、その取扱いは次のとおりとする。
- ① 「同一の消費地」とは、1日につきの意味を明確化するために加えられたもので、消費場所と限定される。（S39.12.10 39軽局第741号）
  - ② 建築土木用火工品の消費が確定している工事施工場所を「特定消費地」といい、逆に当該火工品の消費が確定していない場所を「不特定消費地」といい、その不特定消費地の範囲は「事務所所在地の支庁及び当該事務所から日帰りできる圏域」とする。
  - ③ 当該事務所から日帰りできる圏域とは、当該申請者における通常の営業形態による範囲内とする。
- (2) 建築土木用火工品を無許可で消費しようとする者に係る譲受の許可等については、次により取扱うものとする。
- ① 規則様式第10の火薬類譲受許可申請書をその者の事務所所在地を管轄する支庁長に提出し、当該許可証の交付を受けるものとする。  
また、その者にあつては、当該火工品を貯蔵又は保管する場所として当該事務所に、規則第15条の表（5）の貯蔵場所を有していなければならない。
  - ② その者が申請する譲受許可については、次によることとする。
    - ア 譲受数量は規則第15条の表（5）の数量を限度とし、その譲受期間については細則第12条に規定する期間とする。
    - イ 貯蔵又は保管場所は、規則第16条第5号の基準に適合しているものの名称、規格、型式等を記載すること。
    - ウ 消費に関する事項の場所の欄は、「石狩、後志、空知及び胆振支庁管内一円」のように記載すること。
    - エ 消費に関する事項の日時（期間）の欄は、「同一消費地で1日につき〇〇個以下」と記載すること。
    - オ 添付書類については、次の書類等とする。
      - ・コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了証の写し
      - ・建設用びょう打ち銃の所持許可証の写し
      - ・保安協会が行う建設用びょう打ち銃の取扱いに係る保安講習の修了証の写し
      - ・貯蔵設備に係る仕様書、設計明細図、位置を明示した事務所見取図及び当該火工品の積載図等（カタログ、写真）
  - ③ その者が実際に無許可で消費する場合には、別添2の建設用びょう打ち銃用空包・コンクリート破砕器消費届（以下「消費届」という。）を消費する前日までに、当該許可を受けた支庁長に必ず提出するものとする。  
ただし、緊急を要し、かつ、やむを得ない理由がある場合には、消費する前にファクシミリにより送信することで構わないものとする。  
なお、受理した消費届のうち特に市街地内における消費については、受理した支庁から所轄の公安委員会へ電話等により通知するものとする。
  - ④ 無許可消費で生じた残火薬類については、法令に基づきその都度、前記①の貯蔵場所へ返納し適正に保管・管理しなければならないものとする。
- (3) 建築土木用火工品を特定消費地において、無許可で消費しようとする者に係る譲受の許可等については、次により取扱うものとする。
- ① 規則様式第10の火薬類譲受許可申請書を特定消費地を管轄する支庁長に提出し、当該許可証の交付を受けるものとする。  
また、その者にあつては、当該火工品を貯蔵又は保管する場所として、当該事務所に規則第15条の表（5）の貯蔵場所若しくは当該消費場所に同条の表（2）の（ア）の貯蔵場所を有していなければならない。  
ただし、その者が既に前記（2）に基づく形態により許可証を受けている場合には、特定消費地における当該火工品の貯蔵又は保管場所は、同条の表（2）の（ア）の貯蔵場所でない限りならない。
  - ② 特定消費地を管轄する支庁においては、当該申請者が前記①のただし書きに該当しているか、どうかを事務所所在地を管轄する支庁に確認したうえで、適切な指導等を行うこととする。  
また、許可証を交付した場合にあつては、その旨事務所所在地を管轄する支庁に連絡するものとする。

- ③ その者が申請する譲受許可については、次によることとする。
- ア 譲受数量は、規則第15条の表(5)の数量若しくは同条の表(2)の(ア)の数量の範囲内で当該消費に必要な量とし、その譲受期間は細則第12条に規定する期間とする。
- イ 貯蔵又は保管場所は、規則第15条の表(5)の貯蔵設備にあってはその名称、規格、型式等を、同条の表(2)の(ア)の貯蔵設備にあっては火薬庫外貯蔵場所指示書による貯蔵設備と記載すること。
- ウ 消費に関する事項に係る場所は、その特定消費地名等(工事現場名等で1日につき〇〇個以下)を、日時(期間)は消費期間(平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで)及び消費時間帯(毎日〇時から〇時まで)を記載すること。
- ④ 申請に係る添付書類については、次に掲げる書類等とする。
- ア 火薬類消費計画書
- ・建設用びょう打ち銃用空包に係る申請については、別添1の火薬類消費計画書
  - ・コンクリート破砕器に係る申請については、細則第15条の別記第12号様式の火薬類消費計画書
- イ 消費場所の位置図及び付近見取図
- ウ 従事者名簿及び有する資格証等の写し  
資格証等の写しとは次の書面をいう。
- ・コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了証
  - ・建設用びょう打ち銃の所持許可証
  - ・保安協会が行う建設用びょう打ち銃の取扱いに係る保安講習の修了証
- エ 工事契約書又は工事受注書の写し
- ・工事発注者、工事受注者、工事名、工事施工場所及び工事期間等を確認するためのものであるため、これらの内容及び工事発注者の押印が確認できるものでよく、全部の写しは必要としない。
- また、下請業者が譲受許可申請する場合には、当該申請者と元請業者及び工事発注者との関係が明確にされている注文書等の写しを必要とする。
- オ 貯蔵設備に係る仕様書、設計明細図、設置位置図及び当該火工品の積載図等(火薬庫外貯蔵場所指示書を受ける場合は省略できる。)
- ⑤ 無許可消費期間中に生じた残火薬類については、前記①の貯蔵場所へ返納し適正に保管・管理するとともに、当該工事終了後において残火薬類が生じた場合には、速やかに譲渡許可を受け販売店へ譲渡しなければならない。

(4) 建築土木用火工品を特定消費地において、無許可消費数量を超えて消費しようとする者に係る譲受・消費の許可等は、次により取扱うものとする。

- ① 規則様式第50の火薬類譲受・消費許可申請書をその特定消費地を管轄する支庁長に提出し、当該許可証の交付を受けるものとする。
- また、その者にあっては、当該火工品を貯蔵又は保管する場所として、当該消費場所に規則第15条の表(2)の(ア)の貯蔵場所を有していなければならない。
- ② その者が申請する譲受・消費許可については、次によることとする。
- ア 譲受数量については必要な数量とし、その譲受・消費期間は細則第12条及び第17条第2項に規定する期間とする。
- イ 貯蔵又は保管場所は、規則第15条の表(2)の(ア)適用の火薬庫外貯蔵場所指示書による貯蔵設備と記載すること。
- ウ 消費に関する事項に係る場所はその特定の消費地名(工事現場名)を、日時(期間)は消費期間(平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで)及び消費時間帯(毎日〇時から〇時まで)を記載すること。
- ③ 申請に係る添付書類については、次に掲げる書類等とする。
- ア 火薬類消費計画書
- ・建設用びょう打ち銃用空包に係る申請については、別添1の火薬類消費計画書
  - ・コンクリート破砕器に係る申請については、細則第15条による別記第12号様式の火薬類消費計画書
- イ 消費場所の位置図及び付近見取図
- ウ 従事者名簿及び所持する資格証等の写し  
資格証等の写しとは、次の書面をいう。
- ・コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了証
  - ・建設用びょう打ち銃の所持許可証
  - ・保安協会が行う建設用びょう打ち銃の取扱いに係る保安講習の修了証

エ 工事契約書又は工事受注書の写し

工事発注者、工事受注者、工事名、工事施工場所及び工事期間等を確認するためのものであるため、これらの内容及び工事発注者の押印が確認できるものでよく、全部の写しは必要としない。

また、下請業者が譲受・消費許可申請する場合には、当該申請者と元請業者及び工事発注者との関係が明確にされている注文書等の写しを必要とする。

④ 当該工事終了後において残火薬類が生じた場合は、速やかに譲渡許可を受け販売店へ譲渡しなければならない。

(5) 建設用びょう打ち銃用空包を無許可消費しようとする者に係る譲受の許可にあたって、当該銃の所持者が保安協会の行う当該銃の取扱いに係る保安講習を修了している場合に限り、前記の定めによらず譲受数量は10,000個以内、その譲受期間は1年以内とする。

(6) 前記(2)、(3)及び(4)に係る消費地、許可等の基準及び貯蔵設備の関係は表1に示すとおりとし、その適用制限については表2に示すとおりとする。

表1 建築土木用火工品に係る消費地、許可等基準及び貯蔵設備の関係

消費地		許可等の基準	貯蔵設備	摘要
無許可消費	① 不特定消費地	譲受許可申請書 数量：15条の表(5)の数量 期間：6月以内	15条の表(5)の 火薬庫外貯蔵場所	無許可消費に係る譲受許可は、事務所単位で申請することとし、①②両方の許可を受けようとする場合には、②に係る譲受数量及び貯蔵設備は(2)の(ア)が適用される。
	② 特定消費地	譲受許可申請書 数量：15条の表(5)or(2)の(ア)の数量の範囲内で必要な量 期間：6月以内 工事終了後の残火薬類は譲渡許可	15条の表(5)の 火薬庫外貯蔵場所 15条の表(2)の(ア)の 火薬庫外貯蔵場所	
許可による消費	③ 特定消費地	譲受・消費許可申請書 数量：必要な量 期間：6月以内  工事終了後の残火薬類は譲渡許可	15条の表(2)の(ア)の 火薬庫外貯蔵場所	

表2 建築土木用火工品に係る許可等の適用が制限される範囲

適用区分	(2)の取扱い	(3)の取扱い		(4)の取扱い	摘要
	①-(5)	②-(5)	②-(2)-(ア)	③-(2)-(ア)	
A	○	×	○	○	
B	×	○	×	○	
C	×	×	○	○	
D	○	×	×	○	